

大阪府地方港湾審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大阪府地方港湾審議会条例（昭和49年大阪府条例第10号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、大阪府地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議の日3日前までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議 事)

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(書面による議事)

第4条 会長は、災害その他それに類する事案等、やむを得ない理由がある場合は、書面により会議を開催することができる。その場合、会長は、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、または賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

2 前項による書面による議決は、条例第6条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の出席)

第5条 審議会の委員（議事に関係のある臨時委員も含む。）は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点等から審議会の開催場所への参集が困難と判断した場合には、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）で審議会の会議に参加することができる。

2 前項における当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなす。

(会議録)

第6条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び臨時委員の氏名
- 三 調査審議の内容

2 会議録には、会長及びその指名する委員が署名しなければならない。

(答 申)

第7条 会長は、審議会の会議で議決のあったときは、速やかに答申を行わなければな

らない。

2 前項の答申は、書面をもって行う。

(特別部会の設置)

第8条 条例第7条第1項の規定により、危険物取扱係留施設に関するものを除き、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第1条の2に規定する軽易な変更に関する事項を調査審議するため、審議会に特別部会を置く。

(特別部会の組織)

第9条 特別部会は、次項に規定する特別部会委員及び第3項に規定する特別委員で組織する。

2 特別部会委員は、次に掲げる者のうちから、会長が指名する。

一 条例第3条第2項第1号に掲げる者のうちから任命された委員

二 条例第3条第2項第5号に掲げる者のうちから任命された委員

3 特別委員は、特別部会の調査審議事項に係る港湾施設又は土地の所在する市町の長を、会議のたびごとに会長が指名する。

(特別部会部会長)

第10条 特別部会に特別部会長を置き、会長又は会長が指名する委員がこれに当たる。

2 特別部会長に事故があるときは、特別部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別部会の運営)

第11条 特別部会の会議は、特別部会長が招集し、特別部会長がその議長となる。

2 特別部会は、特別部会委員及び特別委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 第7条第2項第2号に掲げる者のうちから指名された特別部会委員及び第7条第3項に規定する特別委員は、会議にその代理人を出席させることができる。

4 特別部会の議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

5 特別部会の議決は、それをもって審議会の議決とする。

6 特別部会長は、第4項の規定により会議で議決のあったときは、速やかに議決の内容を会長に報告するとともに、特別部会における審議の状況及び結果を次に開かれる審議会に報告する。

7 第2条から第4条までの規定は、特別部会について準用する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、大阪港湾局において処理する。

付 則

この要綱は、昭和59年9月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年2月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。